

ケアマネジャー様へ

利用者様の退院後の、  
生活支援 や 区分支給限度額 で  
お困りではありませんか？

訪問

看護

ナースソフィア  
にいかわ

利用者様の退院が決まったら、ケアマネジャー様には嬉しさの一方で沢山の不安がある事と思います。入院前とは全く異なる生活が始まる場合もあり、利用者様の状態把握や必要なサービスの調整、そして何より点数やお金の問題・・・数多くの課題があるのではないのでしょうか。

それら全ての解決にはなりません、私たち訪問看護師が医療と介護の両面からニーズを分析し、知識・技術・制度を活用して生活のリズムを整えることで、ご本人様とご家族様の両方の負担を減らし、ご自宅で安心してお過ごし頂く為の手助けができるのではないかと考えております。

訪問看護ナースソフィアにいかわ 管理者 村井敏美



## 退院後の生活は大丈夫でしょうか？

退院の前後は、ご本人は勿論、ご家族にとっても色々な不安がつきまといきます。特に高齢者の場合には、入院によって病気そのものは治癒しても、入院期間に身体機能が落ちてしまい、退院後には介護が必要になるケースが少なくありません。

**そんな時こそ、私達「訪問看護」をご検討ください。**

### > メリット1

**退院直後にご負担の少ない医療保険での訪問が可能です**

介護保険の場合には、要介護度ごとに区分支給限度額が設定されており、これをオーバーすると100%自己負担となってしまいますので、嫌が上にも料金はご心配なところかと思えます。

しかし訪問看護は、退院後の生活を整える事を目的として、退院直後の14日間は（主治医の先生より特別指示を頂くことにより）医療保険でのサービス提供が法律で認められています。介護保険ではなく医療保険でのサービスとなりますので、区分支給限度額をオーバーする心配はありません。

又、医療保険制度により、70歳以上の高齢者の方の場合には、医療保険の負担割合が1割または2割の方の場合、サービス費は最大でも月18,000円までのご負担となります（※1）。

※1 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」等をお持ちの方は、自己負担上限額は記載内容に従います。

### > メリット2

**医療行為だけでなく退院後の生活を整える為にご活用頂けます**

私達訪問看護師は原則として「ご本人様への在宅での医療行為」を担当致しますが、退院後の不安定な時期を乗り切る為の治療や状態確認だけでなく、その後の生活を安心してお過ごし頂く為の、「ご家族様に対する介護方法のアドバイス」なども行います。

特に退院直後に医療保険で訪問させて頂く場合、原則として週4回以上の訪問を行いますので、この14日間の間に最低8回は訪問させて頂く事となります。頻回な訪問をさせて頂く事によりご本人様の状態は勿論ですが、ご家庭の状況やご家族様の介護力を確認させて頂いた上で、今後どのように治療・介護を行うことが、ご本人様やご家族様にとって負担が少ないかを、医療従事者としての視点でより具体的にご家族様やケアマネジャー様にお伝えすることができます。

又、この期間中には医療材料や介護用品の選定や取り扱い方法などのご相談にも、積極的に応じさせて頂きます。介護のご経験が無い方、あるいは在宅療養に不安がある方は、是非この制度をご活用頂き、生活を整える為にお役立て頂ければと思います。

訪問看護のサービス料金や内容等につきまして、ご不明な点等がありましたらご遠慮なく以下までお問合せください。

[発行]

訪問看護ナースソフィアにいかわ

〒938-0012 黒部市出島977 ハイムグリンデル201号

乳児から高齢者、障害をお持ちの方まで。医療保険、介護保険、労災保険の他、各種公費や福祉医療費を適用しての訪問も可能です。

Tel. 0765-32-5671  
<https://www.nursesophia.com>

( Facebook更新中! )

# 訪問看護

# 使用の方

の

Vol.1

不定期発行

*How to utilize  
service of  
"houmon kango".*